

衆議院議員

太田 和美 殿

東日本大震災・原発事故にかかる
農業復旧・復興に関する要請書

平成23年6月1日

福島県農業協同組合中央会

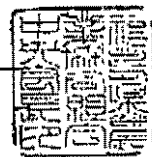
福島県厚生農業協同組合連合会

全国農業協同組合連合会福島県本部

全国共済農業協同組合連合会福島県本部

福島県JAバンク運営協議会

会長 庄條 徳



東日本大震災・原発事故にかかる農業復旧・復興対策に関する要請

3月11日に発生した東日本大震災からふた月が経過し、隣接する被災各県では復興に向け力強い歩みを始めている。

しかしながら、本県においては地震・津波被害に加えて惹起した原発事故がいまだ収束の兆しが見えない中、風評という暴風が分野を問わず吹き荒れており、依然として塗炭の苦しみから脱することができないでいる。

特に、警戒区域等指定区域内においては今年度の稲作の作付けが制限され、計画的避難区域内では家畜の取り扱いが大きな問題となっており、また県内の広い範囲で土壌が放射性物質に汚染され、わが国の食料基地の一翼を担ってきた本県の農業がまさに危機的な状況にある。

震災からふた月が経過する中で、われわれは本県農業の復興に向けた一歩を踏み出す時期にきているものと認識している。しかしそのためには、東京電力・国が責任をもって、原発事故の収束に向けて策定した工程表を確実に実践してもらわなければならない、さらに原発事故に起因する全ての損害について賠償することを明示し速やかに仮払いすることが不可欠である。

また国は、震災復興ビジョンづくりを開始し、予算の二次補正も今後予定しているところであるが、今回の震災と原発事故による被害は被災地の対応の限界を超えるものであることから、国は原発事故という本県特有の事情を踏まえた営農再開意欲につながる『ビジョン』を示すとともに、被災現場に即した特別立法措置を講じる必要がある。

下記事項は現時点での被災現場からの切実な要望であるので、真摯に受け止めその実現に全力で取り組むよう強く要請する。

記

1. 原発事故の早期収束と原子力政策等について

- 福島第1原子力発電所事故を工程表にもとづき一刻も早く収束させること。
また、工程表の進捗に応じた現状と課題について正確な情報を随時開示すること。
- 福島第1原子力発電所及び第2原子力発電所の今後については、廃炉を含め県民の合意が得られるまでは運転再開しないこと。

- エネルギー政策を見直し、太陽光・風力・地熱・潮力・バイオマス等再生可能な自然エネルギーの開発普及を促進すること。また、新エネルギー源が豊富な本県をそのモデル地域として優先し、特に警戒区域等の指定区域における農業復興と雇用創出にもつなげること。
- 放射性物質に関する教育不足が今回の風評拡大の一因になったものと思われることから、国民に対する教育システムを確立すること。
- 全額国費による県民の定期的健康診断を今後長期にわたって実施し、放射性物質による健康被害を未然防止すること。また農作業に伴う外部被爆について軽減対策を含め研究・相談体制を確立すること。
- 今回の原発事故を契機に、福島大学・県立医科大学の充実、その他研究機関・関係企業の誘致等により、本県が放射能に関する研究開発・産業分野において世界最高の集積と水準になるよう国政に位置づけること。

2. 農業復興対策について

(1) 農業復興計画の策定について

- 復興ビジョンでは原発事故に被災した本県農業の復興対策に特段の配慮をするとともに、特に、警戒区域等指定区域の農業・地域復興の道筋を明示すること。また県・市町村の復興計画を強力に支援すること。
- 復興には現行法令等によっては解決できない課題があることから、復興基本法の早期制定と必要な財源を確保すること。

(2) 農畜産物モニタリング調査の実施と風評被害防止対策について

- 夏秋農産物の出荷盛期を迎えるにあたり、緊急時モニタリング調査対象品目については、県・地元自治体と連携し、栽培形態や地域区分等可能な限り詳細な分析が行えるよう、全額国費により十分な分析機器台数の配置と分析体制を構築すること。
- 出荷開始前に出荷の可否を含めた安全性確認の十分な時間が確保できるよう、緊急時モニタリング調査の実施時期については、対象品目毎に少なくとも収穫開始7～10日前までに実施するルールを設定すること。
- 暫定規制値超過により出荷を停止する場合は、地域を可能な限り限定するとともに、対象農畜産物についての廃棄・回収方法と経費負担のあり方を早急に明示すること。
- 今後、オウトウや桃等出荷期間の短い品目が出荷される時期となることから、科学的根拠と消費者理解を前提にモニタリング調査の間隔を短縮し、可能な限り早期に出荷停止を解除できるルールを設定すること。

- モニタリング調査により安全性が確認された農畜産物については、国による安全宣言と消費者理解を促進するため積極的なPRを展開する等、国として風評被害防止のための万全な対策を講じること。特に、本県産肉用牛の風評被害が収まらないことからこれが対策を急ぐこと。

(3) 畜産事業への対応について

- 本県畜産事業の維持継続に向け、避難地区における家畜の移送や受け入れのための支援に万全を期すること。また、死亡家畜・殺処分する家畜について衛生上の観点から早急に埋却処分等の対策を講じること。
- 本県の肉用牛経営は、風評による枝肉価格の下落が深刻化し、さらに配合飼料の調達コスト増加や放射能汚染による自給飼料の給与制限で、購入飼料費が増加する等、経営が極めて困難となっている。このため、肉用牛肥育経営安定特別対策事業については、生産者負担金の免除や納付期限の延長に加え補填単価を上積みする等、震災・原発事故の地域性を考慮した弾力的な運用をすること。
- 避難を余儀なくされた畜産農家の経営再生に向けた具体的なスキームを示すこと。
- 減少した生産基盤回復のため、乳用牛・繁殖素牛・肥育素牛・繁殖豚等の導入に対する支援策を講じること。移転による経営再開を希望する農家に対しては、代替地の斡旋や施設・機械の導入助成等の支援を講じること。
- 牧草の給与制限に伴う粗飼料の確保と購入飼料への支援策を講じること。
- 国の機関において警戒区域の家畜の検体を用い、放射能の家畜に及ぼす影響（肉等）について調査研究を実施し公表すること。

(4) 原発事故により汚染された農地対策について

- 植物体への放射性物質の移行係数を可能な限り詳細な作物分類毎に明示するとともに、併せて移行抑制のための技術対策についても早期に明示すること。また、国としても専門家を現地に派遣し、県と連携して農家への作物毎の相談支援体制を強化すること。
- 汚染された農用地の早期復旧に向け、国として放射性物質の汚染の度合いを詳細に調査したマップを作成するとともに、放射性物質の除去指針を示し、国費により県と連携して除染のための研究・施策を講じること。
- ナタネ・ヒマワリ等の放射性物質のクリーニングクロップの実証圃を設置するにあたっては、収穫物の利用方法や残渣の廃棄方法等を総合的に検討するとともに、被災農業者による農作業の実施や収穫物の買取りによる所得確保対策を講じること。

○極力汚染除去に努めることが基本であるが、所有者の意向を踏まえ必要に応じ国による買い上げ措置を講じること。

(5) 地震・津波被害からの農地・施設の復旧対策について

○地震・津波による農地や農業用水利施設等の損壊・塩害被害については、早期に国が復旧措置を講じること。

○地盤沈下等や損傷の度合いが大きく復旧に長期間を要する場合は、所有者の意向を踏まえ国による買い上げ措置を講じること。

3. 損害賠償対策について

(1) 国による支援について（原子力損害賠償紛争審査会の指針ほか）

○原発事故に起因する全ての損害に対して完全な賠償がなされるよう最終的には国が責任を持つとともに、これらを担保する特別立法措置を早期に成立させること。

○損害賠償について、迅速な賠償金の支払いのためには国による仮払いが必要であるので、新たな法制度を早急に構築し施行すること。また、国による仮払いは統計データを活用して極力簡便（地目毎の単位面積基準など）に行うこと。

○原子力損害賠償紛争審査会の指針において次のことを明示すること。

・生産者並びに農業関連事業者に対し、速やかに全ての賠償基準を明示すること。特に、警戒区域等指定区域内の農業者についての賠償について、廃業・離農を余儀なくされた場合の基準（農地・農業用施設・農機具等の生産手段及び逸失利益等）を含め明示すること。

・一次指針で示された精神的損害について、農畜産物（特に畜産）の廃棄・処分に伴う精神的苦痛も対象とするよう明示すること。

・農畜産物の放射能対策はすべての問題が終焉を迎えるまで、原発事故による影響が認められる限りは何年でも賠償の対象とするよう指針に終期の認定基準を盛り込むこと。

・農業者の負荷軽減をはかるため、東京電力が合理的根拠にもとづく反証ができない限り、賠償請求を認めることを基本とするよう指針に明示すること。

・損害賠償請求手続きの提出書類は極力簡素化するとともに、請求事務経費（人件費含む）についても賠償額に含めること。

・県内において、集出荷団体がおこなった出荷自粛の措置は消費者の安全安心に配慮した対応として損害賠償の対象とすること。

○警戒区域内の米穀について、警戒区域解除の見通しがたたないことから、東京電力による賠償または政府米買い上げを早急に実施すること。

(2) JAグループの損害に対する賠償について

- 避難に伴う事業所の休止・閉鎖等によるJAの事業・経営上の損害についても100%確実に賠償するとともに、特に職員の人件費については早急に仮払いを行なうこと。
- 作付け制限や出荷停止、風評被害による販売高等の事業取扱高の下落に伴う手数料や購買品、育苗等の返品等の損害に対しても賠償を行なうこと。
- 原発事故により営業ができなくなったJA及びJA関連施設(SS、MC、店舗等)・連合会(厚生連病院など)に対し、万全な営業補償と再建補償を行うこと。

4. JAグループの経営対策について

- 被災JAに対して「農水産業協同組合貯金保険機構」から資本注入による支援が可能となるよう必要な法改正等の措置を講じること。
- 資産査定については、震災からの復興に向けた被災者支援を考慮した査定基準や実施方法を検討し、JA決算に対する柔軟な対応を行うこと。
- 貸倒償却について損金算入要件を緩和し、JAの負担軽減をはかること。
- 共同利用施設(農業倉庫・共選場・カントリーエレベーター等)に加え事務所・精米工場、SS、LPガス供給設備等、地震・津波により被害を被ったJA施設・固定資産は膨大な額となっており、その復旧・修繕費用、解体費用、除却費用等について適切かつ十分な補助を講じること。
- 震災により損傷した共同利用施設について、国の指示の前に修理した物件についても、業務上緊急に修理せざるを得ない場合は査定前着工として認め補助対象とすること。また、現状復帰義務については設置場所の変更や仕様の変更も補助対象とするなど実態に即した弾力的対応を行なうこと。
- 農業倉庫の保管米等に、津波による流失や浸水、はい崩れによる乱袋等の被害が発生している。これらは、JAが農家から販売委託された農産物であり、生産者救済の観点から支援を行なうこと。あわせて浸水により販売不能となった保管米等の処理費用についても支援を行なうこと。

5. 組合員営農生活再建対策について

(1) 営農生活再建への支援について

- 被災した農業者が新たな土地で営農を行うための諸経費への助成措置を講じること。
- 被災した農業者の経営再建への諸費用、事業用資産(農業施設・機械)等の新たな取得や修繕にかかる費用への助成措置を講じること。放射性物質の影響を回避するための施設園芸栽培の実施に向けて、従来の国庫補助率を大幅

に引き上げたハウスリース事業等の新規創設をはかること。

- 被災農業者の経営再建と生活支援のため、被災農業者の営農継続再開を条件に、ＪＡを含む金融機関が既存の融資返済猶予・免除を行えるよう支援措置、必要な税優遇措置を講じること。

(2) 雇用促進対策について

- 震災による農地等生産手段の喪失や原発事故による土壌汚染・避難のため収入が途絶えた被災農家については、今後行なわれる農業関連の災害復旧事業や公共事業、新エネルギー事業等において優先的に雇用するとともに、中長期にわたる雇用確保対策の実施と雇用機会が得られるまでの休業補償を行なうこと。

(3) 作付け不能等にもなう所得確保対策について

- 地震・津波被害により作付け不能となった水田については、転作したものとみなし、特例措置として戸別所得補償制度の対象とする等、被災農家の所得確保対策を講じること。
- 震災により水稻の作付けが不能となった水田や、農地の放射能汚染への対応として品目転換をする場合に備え、青果物価格補償制度等を拡充すること。

6. TPP交渉関係について

- TPP交渉は農業復興の足かせになるので、交渉への参加は行わないこと。
- 被災農地の復旧・復興にあたっては被災地域の関係者による主体的な取り組みが基本となるものであり、これを好機としてTPP等を念頭においた農地制度に関する規制緩和は行わないこと。

以上